

会

議

午前10時 0分開議

議長（小泉孝敬君） おはようございます。

開会前ではございますが、市長から発言を求められております。これを許可いたします。
市長。

市長（福井祐輔君） 一言御挨拶します。

この度は私の病気のことで議会の日程を大幅に変えざるを得なかったということで、大変皆様に御迷惑をかけたということで、非常にじくじたる思いがしております。体調も大分回復してまいりましたので、今議会はしっかりとやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく御協力のほどお願いしたいというふうに思います。

病気のことで1つ教訓があるんですけども、やはりいろんな兆候があったんですけども、俺は剛健だという自信があり過ぎていろいろと我慢した面もあるんですけども、是非皆さんは余り我慢しないようにしていただいたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

これからもしっかりやりますので、よろしく願いいたします。

議長（小泉孝敬君） 出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問

議長（小泉孝敬君） 日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は5名であり、質問件数は10件であります。通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番。1、災害時における避難支援とガレキ流木等の対応について。

2番 中村 敦君。

〔2番 中村 敦君登壇〕

2番（中村 敦君） 令和会、中村 敦です。

初めに、市長の術後の経過も良好なようで、安心いたしました。

議長通告に従い、災害時における避難支援とガレキ流木等の対応について一般質問をさせていただきます。

さきの台風15号、19号では、倒木と土砂崩れ、冠水による多数の通行止め、大なり小なりの家屋の被害が多数発生いたしました。また、市内の多くのエリアで停電が発生し、最大3日間に及びました。早期の避難勧告の呼びかけに対し多くの市民が避難したことは、評価に値します。一方で、実際に多くの市民が避難したことで課題も見えましたので、市の防災体制の確認と、今後の取り組みと減災について総合的に問わせていただきます。

まず、避難の仕方と避難行動要支援者についてです。

避難所を回り、避難者と話をして気がついたのは、避難所の設備・備品と避難者の装備に大きな食い違い、勘違いがあることと、本当に避難が必要な市民が避難できていない現実、そして、不慣れでも懸命に職務を全うしようとする職員の姿でした。

防災への啓発が功を奏し、多くの市民が早期に避難行動をとったことは素晴らしいことです。防災安全課が中心となって、全職員で防災減災に当たり、不慣れな職員が大いに頑張っており、2晩の避難所運営を実施していただいたことは、深く感謝いたします。避難所では、若い職員の励ましに、市民はとても心強かったものと思います。

避難所設営も運営も、避難する側も不慣れな中で、いろいろなことに気づかれたり、市民から要望されたりしたこともあったかと思えます。それら現場の声を幾つか教えてください。

また、車の乗り入れを制限あるいは推奨しない避難所があったように思います。距離的、体力的、あるいは気象状況によって、車なしでの避難が難しいこともあろうかと思えますし、市民から戸惑いの声がございました。それについては、理由と説明、今後の方針と市民側の対応の指針的なものがあれば教えていただきたいです。

次に、災害時要支援者・避難行動要支援者名簿というものが存在しますが、それについての下田市地域防災計画の記述がございますので、抜粋して読ませていただきます。

市は、高齢者、障害のある人等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得た上で名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。

「避難行動要支援者の避難行動支援体制の整備」と題した中の「避難支援等関係者の決定」の項目には、市は地域の実情に応じた実効性のある避難支援を計画する。そのため、避難支援等関係者の決定においては、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉法人下田市社会福祉協議会、自治会、福祉事業者、自主防災組織に限定せずに、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障害者等の多様な主体の参画を促し、地域に根差した幅広い団体の中から避難支援者を決めることが必要である。また、より多くの避難支援等関係者を確保するに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る必要があると書かれております。

抜粋はここまでです。

災害時要援護者支援対策事業の中で、避難行動要支援者名簿の作成と保守が行われ、平成30年度には約29万円、本年度には約50万円が予算化されております。避難行動要支援者名簿作成には、これまでどれほどの金額がかかりましたでしょうか。

また、避難行動要支援者名簿には現在何人登録されていますか。

下田市地域防災計画では、避難支援等関係者に対し、本人の同意を得た上で名簿情報を提供することとなっておりますが、現状では誰が名簿を把握しておりますか。

また、その活用の仕方について、名簿を利用する避難支援等関係者と協議や検討はどのようにされておりますでしょうか。

また、実際に台風19号での全域避難勧告では、これら名簿はどのように生かされたのでしょうか、教えてください。

避難支援等関係者を決定すると地域防災計画にあります。その作業はされたのでしょうか。

支援者が決定している要支援者は何人おり、それは名簿の何割に当たるのでしょうか。

毎年襲ってくる可能性のある、近年狂暴化した台風や大雨、いつ来るとも知れない大地震による津波など、避難勧告やより緊迫した避難指示が出る日も遠くないかもしれません。

予算と労力をかけて作成した避難行動要支援者名簿をしっかりと活用し、要支援者や災害弱者を守るために、市が先導して消防、警察、民生、社会福祉協議会、自主防、区などなどの協力を仰ぎ、災害弱者一人一人に寄り添った施策が必要だと思えます。支援者決定の作業も含め、どのように取り組んでおりますでしょうか。

次に、避難所の備品や食事等の実態の周知と、避難者の避難のあり方についての広報と周知についてです。

ある避難所では、2晩泊まる予定で避難してきた市民の手荷物が、500ミリリットルのミネラル水2本だけでした。避難所に行けば温かいおみそ汁とおにぎりが出てくると思っている人もおりました。ところが、おにぎりどころかお湯すらもないのが実態でした。私は、これを責めるものではありません。その周知が必要だということです。

緊急避難であれば仕方のないことですが、今回はあらかじめ来ることがわかっている台風なので、余裕を持って避難された方も多かったようです。その際には、食料や毛布、タオルに歯ブラシ、子供のおもちゃに至るまで、身の回りのものは持ってきていただきたい。毛布も避難所に用意してはございますが、これをクリーニングして密閉保管するには1枚1,600円かかりますので、元気な方で車で避難される場合には是非持参していただきたいものです。

市も同報無線やメール配信によって、自主避難をする場合には、身の回り品を持参の上、避難をお願いしますと広報しておりますし、ハザードマップや広報「しもだ」でも、一時避難時の手荷物について記述はございます。しかし、うまく市民に浸透していないようですし、災害時なら緊張しているために、なおさら耳に届かないでしょう。今回の経験を生かし、平常時にこそ避難時の持ち出し品等の周知を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、災害ごみの扱いについてです。

壊れた家屋の一部やどこからか飛んできたトタン屋根や看板など、誰のものかわからないごみは、申告すれば無料で処理してもらえるとのこと。これは知らぬ市民もいるので、改めて周知していただきたいところです。

しかし、金属や木材やプラスチックが混じった大きなものは、分別も持ち込みも素人では難しいことがございます。これら災害ごみを撤去・処分してもらえる行政サービスと体系化が必要と思われませんが、どのようにお考えでしょうか。

また、さきの台風で他県に見られたような、水害などによる大量の災害ごみが出た場合のその回収方法と処分方法をマニュアル化しておけば、より安心・安全なまちになってゆくと考えられますが、現状ではどのようになっておりますでしょうか。

次に、海岸の漂着ごみについてです。

下田市は、世界一の海プロジェクトと銘打った、美しい海を活用したまちづくりがございます。そこには「下田ならば、産学官民が一体となって、市民も観光客も子どもからお年寄りまで、誰もが一年を通して身近に海を知って、感じて、触れて、楽しむことができる「世界一市民が誇れる海」「世界一身近に楽しめる海」を作り上げていく」とうたっております。

しかし、台風15号、19号が過ぎ去って2か月になろうかという白浜には、いまだ大量の流

木ごみとプラスチックごみ、重機でも撤去が難しいような大木が転がっており、えぐれたビーチもそのままでございます。

私の一般質問は本来12月4日でしたので、数日前から県の発注によって、重機によってこのごみの集積作業は始まっておりますが、いまだ撤去には至っておりません。来年以降も同様のことがたびたび起こることが予想され、それは夏季の繁忙期である可能性も大いに考えられ、閑散期と違って速やかな撤去が求められるでしょう。

白浜大浜においては、浜地の管理は、夏季は下田市で、夏季以外は県となっております。しかし、「世界一の海」とうたうのは下田市です。年間通して美化に努めるのは市の役目であり、何より市民の住環境と景観を守らなければなりません。

市は、県ともよく協議し、撤去方法と処分方法をマニュアル化しておくことが望ましいと考えますが、どのようにお考えで、現状ではどのようになっておりますでしょうか。例えば、現状の白浜大浜のごみについては、県にどのように要請していただいたのでしょうか。

次に、倒木や土砂崩れによる孤立集落の解消についてです。

さきの台風では、市内の至るところで倒木や土砂崩れによる通行止めが発生いたしました。市道や県道、国道への倒木についてはとても速やかな撤去が行われたことは評価されます。

しかし、分譲地等での私道の通行止めに対しては、倒木も道路も私物であったときには市では処理できないとされた事案もあったようです。何軒かの集落が孤立状態になった場合でも、市にはできることはないのでしょうか。通常時なら仕方ありませんが、自然災害による非常時で、市にはできることはないのでしょうか。

一部地域では断水も発生いたしました。孤立と断水が重なり、給水車も入れないような事態も想定されます。集落は一般的に奥へ行くほど高齢化が進んでおり、奥へ行くほど孤立化のおそれが増しますが、住民あるいは管理者が自力で早期に解消できないようなときにも、市は倒木や土砂の撤去をしてくれないのでしょうか。非常時は非常時として、通常時とは違う動きをとれる方法はないのでしょうか、御答弁いただきたい。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（福井祐輔君） それでは、中村議員の一般質問にお答えしますが、今回、御指摘のとおり、避難所運営等、また災害復旧に関してもいろいろな教訓事項がたくさんあったというふうに思っております。今回の一般質問で建設的な意見を上げていただいたというのは、非

常に感謝を申し上げたいというふうに思います。

これから防災計画等、今見直しておりますので、御指摘のような観点からもう一回防災計画を練り直して、しっかりしたものに作り上げていきたいというふうに考えております。防災にパーフェクトはありませんので、逐次改革を、改正をしていくようにしたいというふうに思っております。

また、復旧作業につきましても、市でできることにつきましては、専決執行させていただいて、なるべく速やかに復旧作業をやったというふうに私は自負をしております。

ただ、市が権限が及ばないところに関しては、管轄が違うところに関しては、特に県に対しては、この早期の復旧について、土木事務所等を通じて要求をしてまいっております。今回の12月1日のサーフィン大会には間に合わなかったというのは非常に残念でございますけれども、市としても最大限の努力はしております。

また、私有地から倒木の件でございますけれども、これは非常に利益供与等に当たらないか、そういうところを慎重に検討していかなければいけないというふうに思っておりますので、これからもなるべく早くそういうところも復旧できるように手立てを講じていきたいというふうに考えております。

避難に当たりましては、自助・共助・公助という原則がございますので、そういう点も市民の方にこれから理解をしていただくように、しっかりと広報していきたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） 私のほうからは、まず1点目の避難の仕方について、避難所での気づいたこと、要望されたりしたことについて、避難所への車の乗り入れについてお答えしたいと思います。

今回の台風19号は狩野川台風並みと発表され、下田市は避難所開設に関する情報を広報し、風雨が強くなる前に避難準備・高齢者等避難開始、次いで避難勧告を発令、そのため多くの方が余裕を持って避難されました。

避難者から要望として、避難所要員と避難者との区別がつきにくかったので、ビブスを着用する等や、避難所での情報が得られないのでテレビがあったほうがよいといった御意見をいただきました。

今回の教訓に鑑み、避難所に指定されています白浜小学校、朝日小学校、稲生沢中学校及

び下田東中学校に関してはグラウンドを開放します。ただし、避難所によっては駐車スペースに限りがありますので、避難される方については、できる限り公共機関の利用や相乗りをお願いしております。

先日の台風19号では、亡くなった方の3割が車中死ということで、風雨が強くなってからの車での避難の危険性が報道されました。市が出した避難情報に的確に対応していただき、早目早目の行動をとっていただくようお願いしたいと考えております。

それから、4番目の避難支援の実態、区と自主防災会などの協働ということで、この件については福祉事務所のほうがお答えすると思えますけれども、私のほうからは、下田市の地域防災計画の中には要支援者支援計画等がありますが、個別計画については福祉事務所が策定することになっていきますので、福祉事務所と協力していきたいと思っております。

それから、5番目の避難所のあり方と実態について。

避難所の備品や食事等の実態周知と避難者のあり方についての広報周知でございますけれども、避難準備・高齢者等避難開始等を発令する際には、同報無線やメールで、避難所において個人が必要とする物品等を持参するよう広報するとともに、平時においても、広報「しもだ」の防災かわら版という欄があります。防災に関する情報を掲載し、市民に周知し、徹底を図るよう努めております。さらには、全戸に配布している土砂災害洪水ハザードマップの中には、持ち出し袋に用意するもののチェックリストも掲載してあります。出水期前など特に内容を充実させるなど、継続的な広報や防災講座など、そのような機会を活用し、周知、広報に努めてまいります。

それから、8番目の倒木や土砂崩れによる孤立集落の解消についてということで、分譲地等での私道の通行止めに対しては、倒木も道路も私物であったときは市では処理できないとされた事案があった。住民が自力で解消できないときにも市は倒木の除去をしてくれないのでしょうかという御質問でございます。

私道は、個人または団体が所有権を有し、維持管理を行っているものになります。私道であるため、その権利として通行制限をかけ、関係者以外の通行を禁ずるなどの看板を上げているところもあると思います。市では、倒木の撤去を行うということは、道路管理者や、土砂崩れや倒木を生じさせてしまった土地所有者がいるにもかかわらず、市民の皆様の税金で賄うこととなりますので、そういった方々で対応していただくべきものと考えております。

道路管理者や土地所有者で対応できない場合になりますが、そのようなときのためにも、日頃からいざというときのための共助の御協力関係を築いていただけるようお願いしたいと

思います。

なお、災害救助法が適用された場合においては、被害者の救出、住居またはその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものに限り、その除去は救助の対象となります。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（須田洋一君） 福祉事務所でございます。

私のほうからは、2番の避難行動要援護者名簿の作成費用及び登録人数について、3番のリストの扱いと活用方法の実態について及び4番の避難支援の実態、区、自主防との協働についてについてお答えさせていただきます。

避難行動要支援者名簿につきましては、平成27年度にシステムを442万8,000円で導入し、平成28年から9年にかけて、対象となる支援者に対し名簿掲載のための同意作業等を実施、29年度末に各区及び民生委員に向けて、同意をいただいた方のみ記載した名簿を配付させていただいております。平成30年度までに574万3,511円を投入し、現在の名簿に記載されている方は3,215人で、うち1,136名の方は同意をいただいているという状況になってございます。

ちなみに名簿に登録されている方は、75歳以上の高齢者、それから心身に障害がある方、また、75歳未満でも寝たきりや心身に障害のある方、認知症の方などが登録の対象としております。

続いて、リストの扱いと活用方法の実態についてでございます。

現在の名簿につきましては、各区及び民生委員に配付しておりますが、名簿の把握については、配付された各区、自主防会及び民生委員が知るところとなっております。

配付に際し、名簿の内容及び取扱いについては説明させていただいており、現在に至っているところですが、警察、それから消防に対しては名簿の提供を行っておりません。現在、この名簿の取扱いについては、災害の規模や程度により必要に応じて活用できるということになっており、ルールは示させていただいているものの、その判断については各区の状況に委ねているというところでございます。

したがって、今回の台風19号の取扱いもこの例によるということになってございます。

続いて、避難支援の実態、区、自主防との協働についてでございます。

避難支援等関係者の決定につきましては、さきに市民の皆様から御提出いただいた同意書には、支援者に対する項目が含まれておりません。ですので、まだ未着手ということになっ

てございます。一度作成した名簿は、時間の経過とともに変化していくため、名簿の更新を適宜実施していくことが必要というふうに考えてございます。

平成29年度に作成した名簿ではありますが、現在までに内容が変化しているということで、名簿を更新するために、本議会において名簿作成のための費用を計上させていただいてございます。この理由として、市役所内ではさまざまな電算のシステムが稼働しており、それぞれの分野でのシステムの形式が異なるため、これらの情報を連携させるためには、使用するシステムに適したデータの作成が必要となり、この業務支援を業者に依頼するものでございます。

新たに作成する名簿は、より現状に合ったものとし、警察、消防、また社会福祉協議会などと名簿の存在とその取扱いについて協議し、より有効活用できるよう、方法を検討してまいりたいというふうに思います。

また、避難行動要支援者における個別計画については、新たな名簿の情報をもとに、関係者、関係機関と協議を行い、どのような手法や方法をとることで個別対応が可能な内容となる、実効性が確保されるかということでございます。

この実施については、対象者一人一人に寄り添ったものとする必要があるため、地域を熟知している区や市民の皆様の協力が必要となります。実現には多くの時間と労力及び協力が必要となりますが、地域内の連携をより充実し、一人でも多くの人の安全が守られるよう、取組みをしていくように検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。

環境対策課長（高野茂章君） 私のほうからは、災害ごみの扱いについてのお答えをさせていただきます。

台風などによって飛んできた所有者不明のごみの処理につきましては、原則として土地の所有者や管理者が処分することとなりますが、清掃センターに持ち込む際、事前に、台風で飛んできた所有者不明のごみということを申し出ただけであれば、持ち込みの手数料は無料とさせていただいているところでございます。そこについては、今後も広報等で周知を図っていきたいと思っております。

ただし、処理困難物や事業活動によって排出された産業廃棄物などは、専門業者に処理依頼をするようお願いしているところでございます。

次に、災害時に、金属、木材等混ざった大きなものは、分別も持ち込みも素人では難しく、

分別撤去する行政サービスが必要との御質問でございますが、災害時には、市職員、廃棄物処理業者も、個々の家の分別及び処理までは手が回らないことが予想されております。行政が個別の分別処理を行うことは困難であると考えております。災害の規模にもよりますが、災害ボランティアの方々をお願いすることになると考えているところでございます。

次に、災害時に大量の廃棄物が発生した場合のマニュアル化につきましては、下田市地域防災計画並びに下田市災害廃棄物処理計画に基づいて廃棄物処理が進められております。下田市災害廃棄物処理計画は、国が東日本大震災を契機として示した災害廃棄物対策指針を参考に、復旧復興の妨げとなる災害廃棄物を処理し、廃棄物に起因する混乱を最小限にとどめることを目的に平成28年度に策定し、本計画において災害廃棄物の処理方法を定めているところでございます。

続きまして、流木等の処分方法のマニュアル化ということなのですが、今回の台風のように海岸に多量の流木等が漂着した場合、原則的には海岸管理者においてその処理をすることとなっております。ごく小規模の場合の対応として、環境対策課では、県の海岸漂着物対策事業費補助金というのがありまして、それを活用し、市の環境美化推進事業において、機器等借上料の予算で、台風や低気圧等の影響により漂着した海藻等の埋却処理を行っているところでございます。今回のような規模では、環境美化推進事業だけでは全てを対応することは難しい状況となっております。

県に確認したところ、現在は、一般公共海岸に対して海岸維持費として予算計上されているということでした。内容につきましては、飛砂防止柵の設置や漂着物処理となっており、今回の流木等の処理は県が行うこととなっておりますところでございます。

私からは以上です。

議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

観光交流課長（永井達彦君） 私のほうからは、白浜のごみについての御質問ですけれども、議員おっしゃるとおり、7月から8月までの2か月間は、白浜大浜においては、一般公共海岸区域として県から占用しております。

夏の期間中、台風等の影響により海岸に海藻等が漂着することがありますが、各支部で対応できない場合は環境対策課へ連絡していただくよう、夏期海岸対策協議会支部長会議において説明をしております。

このための対応については、白浜大浜や爪木崎では地元要望もありまして、県が流木の撤去、砂の整地を行っております。議員が今日提出していただきましたこの写真、12月1日の

写真でございますけれども、今はもっときれいになっているような状況でございます。

流木の撤去については、管理者である県が対応することになっており、夏の期間であれば県と連絡を密にして対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。

市長は、教訓とおっしゃいました。まさにこの教訓が全てだと思うのです。

まず、避難所で情報が欲しいと、テレビがないところがあったということで、これについては、聞くところによると、早速、全避難所にテレビをというような手配をしていただいたと聞いております。素晴らしいことだと思います。停電も予想されますので、是非電気の要らないラジオも配備していただけたらなと思うところでございます。

それから、避難行動要支援者名簿ですけれども、今まで574万円をかけ、3,215人が登録され、うち1,136名がその公開を同意されているというふうに伺いました。

ただ、どうも聞いている限りでは、名簿を更新することにただただ何か力を注いでおり、その活用についてがまだ非常に十分でないと思われる。実際、要支援者であるからには、その支援者を決定するという項目においてはまだ未着手であるということですので、同意がなかなか得られないと言いつつも、実際1,136人が同意しておりますので、この方々に、大変な数ですけれども、でも、1人ずつ要支援者を決めていかないといけないのではないかと。

確かにいろんな方がいます。私は逃げないよと、このまま死ぬんだと言う方も中にはいらっしゃる。ただ、その方が、災害に実際にその家が巻き込まれたときには、あの人はいいと言ったからいいんだというわけにはいかず、多くの労力や人員を割いて救助に向かわなければならないという事実がございます。ですので、どんな人も避難させるんだということを是非徹底させるために、この支援者を決定するというのを是非一つ一つ、大変な作業ですが、やっていかなければいけないのかなと思うのです。

区と自主防に名簿を配付しているんだとおっしゃいましたけれども、実際、何人かの区長に聞いたところ、私は見ていない、名前も知らないと言う方もいらっしゃいます。あるいは、もらったけれども、俺にはどうすることもできないと言う方もいらっしゃいます。それは結局、ただ区長に渡すだけで、その先に思いが至っていないという部分、それをさらに区民におろすのか、民生におろすのかということにおいて、やはり名簿を作成しているのは市であり、市がしっかり先頭に立って指導して、一人一人、要支援者に対してどのようなフォ

ローになっているかということを確認するような作業が今後必要になっていくと思いますので、是非そのようにしていただけたらと思います。そこについて、もう一度御答弁をいただきたいと思います。

それから、災害ごみ、海であり、川であり、いろいろなごみがありますけれども、何しろいち早く撤去するというのがこの復旧の、給水車にしる、資材を運ぶにしる、必要なことになってくると思います。それについては、仮に私有地であっても、私道であっても、最低限の撤去をするような体制というのは絶対に必要ではないかと思うわけで、その災害の救助の要請があったときには、是非柔軟な対応をできるようなことを考えていただかないと、そういうことを決めておかないと、いざ、水も来ていない、電気も来ていない、孤立している集落があって、でも、そこは分譲地だから入れないよと。じゃ、放っておくのかと。じゃ、自分で自衛隊のヘリでも呼ぶんですかということになりますので、そこはその緊急な対応が必要な場合には緊急な対応をとるんだという一つの何か決まり事をつくっておかないと、やはり混乱するのではないかなと思うのです。そこについても、いま一度御答弁をお願いしたいところでございます。

それから、海岸ごみについてですけれども、配付しました写真ですけれども、これが12月1日の写真でございます。この日に行われたのは、静岡県知事杯静岡サーフィン選手権大会でございます。このパンフレットには、静岡県知事の顔写真入りの挨拶と、福井市長の顔写真入りの挨拶と、勝俣衆議院議員の顔写真入りの挨拶がございます。そういう大会がこのような惨状の浜で行われたことは、もう非常に残念でならないです。台風が過ぎ去ってから2か月間の間にも非常に多くの方が白浜を訪れ、汚いねと、がっかりして帰っていつているのは事実です。白浜観光協会の職員も皆、口をそろえて、本当にみんなががっかりして帰ったよということをおっしゃっております。

私ども、さきに11月に議員視察させていただきました、神戸市の須磨海岸や和歌山県の白浜町の白良浜、あるいは逗子、それから江の島、どこもきれいでした。流木の一つもございませんでした。これはどうしたのかと聞いたら、それは県と市と協力して素早く撤去しましたとおっしゃっておりました。それはなぜかといったら、それは、市民の憩いの場であり、自分たちの庭であり財産だからだとはっきりおっしゃっておりました。そういうことだと思うんです。自分の庭が汚れば、車が汚れば、皆さんは台風の後すぐに掃除したと思うんです。こういう状況を2か月も放っておくことは、これは本当によろしくない。

まして下田市は、2020のオリ・パラにおいてアメリカサーフィンチームのホストタウン、

アメリカといえば、サーフィンではオーストラリアと並ぶサーフィン大国です。このホストタウンに任命されたことは非常に名誉なことであり、そういうこともあり、静岡県知事杯というサーフィン大会を去年から開いていることでもあると思います。そういう方たちが、サーフィン選手たちが白浜をどのように世界に発信するか、これは、今後の下田の未来、海を通した観光まちづくりの未来に対して非常に大きな大きなポイントを占めるものになってくると思うのです。

今後も、こういう浜は常にきれいにするんだということを、もちろん区も協力するんです。区も、もう3回もごみを集めているんですが、大潮でちょっと大きな波が来るとまた散らされてしまうんです。ですので、是非区も市も県も協力して、こういう汚くなったときには一刻も早くきれいにするんだということを徹底していただきたいので、そこについてもいま一度御答弁をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（小泉孝敬君） 市長。

市長（福井祐輔君） 災害後のごみの流木等の撤去に関しましては、中村議員のおっしゃることはよくわかります。速やかに撤去するということは原則であります。しかし、行動するためには予算が必要なんです。市としては、専決執行で私がしっかりと復旧作業をやっているんですけども、県にかかわるものにつきましては、県だって予算を獲得しなければそういう復旧の行動に移れないということがございますので、お気持ちはわかりますけれども、今の予算の制度上、時間を置いて復旧作業をするということしかできないんじゃないかというふうに思っておりますので、我々としても、なるべく早く世界一の海を目指して、いい環境づくりに努力していくんですけども、管轄があるということです。また、予算システムの現状ということを是非御理解していただきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（須田洋一君） それでは、福祉事務所のほうから、区長さんや民生委員の方々が、名簿の存在等について、また、使用についても御存じでない方もいらっしゃるということで、ここについてはまた改めて機会を設けて説明のほうをしていきたいというふうに思っております。

また、こちらの避難支援者の情報でございます。個別計画の作成とあわせて、こちらについても是非やっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） まず、避難所の情報の関係なんですけれども、テレビのその件につきましては、来年度の予算で要望しているところでございます。

私道の関係なんですけれども、災害救助法が適用になりますと、県のほうに問い合わせをしてみたところ、住居及びその周辺の障害物の除去と、除去が対象であって、道路、河川、農地、学校等住居以外の障害物については管理者が対応すべきものと答えてくれました。

当然、災害救助法が適用になれば、県が主体となります。当然、自衛隊等の要請もしなければなりません。住宅等の障害物の除去をするためには、どうしてもその道路を通らなければならないということになれば、道路も除去してくれるのではないかというふうには私は考えているところでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

観光交流課長（永井達彦君） すみません、浜の関係ですけれども、先日、議員と一緒に逗子のほうへ行かせてもらって、そちらのほうでお話を聞いたわけなんですけれども、そこではかながわ美化財団というものが設立されて、県、海岸を持つ沿岸の市町が出資をしてその財団を作って、そこで浜地を整備しているというようなことがございました。静岡県、また下田においてそのようなものはありませんので、市長が先ほど答弁したように、管理者である県がやるということだというふうに考えております。

議長（小泉孝敬君） 中村君、よろしいですか。

2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） ありがとうございます。

いろいろ事情はございますと思いますが、何しろ自然災害は、これは避けようがないものであり、起こったことに対して速やかに撤去すると、復旧する、復興するということが大事だと思いますので、ちなみに、下田富士もそう、白浜もそう、稲梓地区もそうですけれども、そこら中に地すべりを起こして、木が根っこから倒れている箇所が相当数ございます。これらについても、次の大雨で根っこごと川に落ちるような危険な箇所があると思います。そういうところをしっかりチェックして、防災減災に努めていただきたい。

市長がおっしゃる教訓という意味で、例えば、さきの台風15号で伊東市の池地区では、25ヘクタールという広大なエリアが冠水しました。これは、その地区の排水を担う水路が倒木と土砂で埋まったことで冠水したんです。それによって車も人員も入ることができずに、停

電、断水が非常に長期間に及んだという教訓がございます。そういうことを生かして、今ある危険箇所のチェックを是非していただきたいと要望いたします。

それから、「釜石の奇跡」という言葉がございます。99.8%の小中学生が、さきの大震災において生き残った。「釜石の奇跡」という言葉がございますが、これは奇跡でも偶然でもないんだと。どんな津波が来ても、できることがある。それは逃げることなんだと。これを「津波てんでんこ」という合言葉で子供たちに長年教えてきているそうです。「津波起きたらいのちてんでんこ」、これの略が「津波てんでんこ」、何か身の危険が迫ったときには、着るものも着の身着のまま、とるものもとらず、両親に挨拶もせず、とにかく自分の命を守りなさいと、そういう教えです。

避難路が今、着々と整備していただいておりますけれども、避難路があっても、逃げなくては何の役にも立たない。避難路をつくと同時に、そういう標語の一つもつくるような、とにかく避難するんだということをしっかり市民に対して広報することが一番の減災になるのだと思いますので、どうかそういうソフト面も含めて、この今回の教訓を生かし、今後も安心・安全なまち作りに取り組んでいただきたいと思うところですので、そこを要望して終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（小泉孝敬君） これをもって、2番 中村 敦君の一般質問を終わります。

次は、質問順位2番。1、（仮称）パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業について。2、みなとまち活性化ゾーンと旧町内、駅前、庁舎跡地について。

以上2件について、10番 橋本智洋君。

〔10番 橋本智洋君登壇〕

10番（橋本智洋君） 皆様、改めましておはようございます。10番 清新会の橋本でございます。

まずは、市長、早期回復、何よりでございます。

改選後初めての9か月ぶりの登壇ということで、緊張しております。議長の通告に従い、順次一般質問させていただきます。

番、（仮称）パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業について。

（仮称）パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業が、遠州灘沖と南伊豆沖で計画されていますが、私自身、この事業、計画に反対の立場での質問をさせていただきます。

既に御承知の方もいらっしゃると思いますが、再度、事業概要を取りまとめて説明させていただきます。

現在、下田市と南伊豆町の沖合で洋上風力発電所建設が計画されています。最大出力50万キロワット、最大100基の風車建設が予定されています。事業者は東京都のパシフィコ・エナジー社で、業者が提出した計画段階環境配慮書によると、事業範囲は南伊豆町から伊東市までの沖合で、下田市の須崎半島より東は風車設置域から除外する。羽を含む風車の海面からの高さは154から260メートル、風車設置場所は水深100メートルより浅く、沿岸の住居などから1キロ以上隔離する。複数の関係者によると、須崎より東の河津町、東伊豆町、伊東市は送電ケーブルを海底に敷設する、そのような計画でございます。

静岡県議会9月議会定例会において山田 誠県議会議員が、洋上風力発電の課題について一般質問しております。この一般質問に対して天野経済産業部長は「海洋生態系や漁業、船舶、景観への影響、南海トラフ地震の津波リスクなどの懸念をしっかりと払拭できなければ、計画は成り立ち得ない」と答弁しております。

当市議会9月定例会の中村議員の一般質問では、「再エネ海域利用法による促進区域指定については、現在、この南伊豆地域は促進地域指定の動きはない。協議会設立の話もないが、一般海域の占用は県の許可が必要となるので、県に確認したところ、占用申請するに当たっては、関係市町村の意見や同意書、そして漁協等の利害関係人の同意書が必要となるので、市や漁協等の意見により事業実施への影響はあると考えている」との答弁でした。

9月9日に下田市が県に提出した（仮称）パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見書でも「伊豆半島は全域が富士箱根国立公園に指定されており、ユネスコにより世界ジオパーク認定を受けるなど、国内でも有数の希少かつ豊かな自然環境を有する半島である。半島南部に位置する本市は、海を中心とした豊かな海域を持ち、水産拠点であるのみならず、ダイビング等海岸レジャーの拠点にもなっており、本事業の実施により、本市の財産と言える自然環境や市民の生活全般にわたって広く根づいていることから、重大な影響を与えることが強く懸念されるところである。上記を踏まえ、本事業の実施に当たっては、本事業実施測定区域が漁業権の設定範囲と重複することから、伊豆漁業協同組合や水産関係者に対して、事業内容の説明や周知を十分に行い、同意を求めること」とあります。

森 竹治郎静岡県議会議員の県政報告では、森県議のもとに各地の漁業関係者から反対の声が寄せられており、森県議自身も、漁業操業や船舶の安全航行、観光振興の立場から反対との考えを示しております。そして、伊豆漁業協同組合も反対の立場を表明しております。

10月8日に下田市民文化会館で行われた移動知事室、知事広聴「平太さんと語ろう」では、

川勝知事は洋上発電において、伊豆への冒涇。海と陸の風景の画廊である伊豆半島に造ってはならないと反対の考えを強調し、規制に尽力していく姿勢を示しております。

10月17日付の川勝知事の意見書では「賀茂地域においては3割弱の住民が観光産業、農林水産業に就業しており、これらの産業が地域経済を牽引しているため、発電設備の稼働や存在が景観等、観光資源や水産資源に影響を及ぼす場合、地元住民の生活基盤が脅かされるおそれがある。想定区域の既利用者や地域住民に意見聴取した上で事業計画を検討すること」と述べております。

また、10月21日、本事業の計画段階環境配慮書に対する環境大臣の意見書では「富士箱根伊豆国立公園と重複しており、さらに当該国立公園内には海岸線や海岸地形を観光する目的等で利用施設計画に位置づけられており、主要な眺望点でもあるタライ岬、ユウスゲ公園、波勝崎及び石廊崎等が存在していることから、当該国立公園の区域内及びその近傍に風力発電設備等を設置する場合は、これらの利用施設及び主要な眺望点からのリアス式海岸等の海岸景観に対する重大な影響を回避または十分に低減できない可能性は極めて高い。風車の影に係る影響、鳥類に対する影響、海生生物に対する影響、景観に対する影響、人と自然とのふれあいの活動の場に対する影響により、本事業の実施による重大な影響等を回避または十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び風車基数の削減を含む事業計画の大幅な見直しを行うこと」と述べております。

また、10月31日に経済産業大臣も、計画段階環境配慮書に対する意見書で同様の内容を述べております。

市、県、国と意見書が提出され、次の段階でパシフィコ・エナジー社が環境アセスメント、環境アセスメントとは、いわゆる環境影響評価のことであり、主として大規模開発事業等による環境への影響を事前に調査することによる予測、評価を行う手続でございます。環境の保全についても事前によく考えておくことが重要となります。そのためには、保全を考慮し、開発事業による重大な環境影響を防止するため、事業の必要性や採算性だけでなく、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、一般の方々、地方公共団体などから意見を聞き、それを踏まえて、環境の保全の観点からよりよい事業計画をつくり上げていく。環境アセスメントとは、そのような制度でございます。

事業者は、この環境アセスメントを行う前の方法書を作成します。現在、パシフィコ・エナジー社では、この方法書の作成段階に入っております。この方法書の作成段階では、高額

な投資はされておりません。それゆえ、高額な投資が行われる前のこの時期に、パシフィック・エナジー社には計画を断念していただくようなムーブメント、いわゆる活動や流れを作っていかなければならないと考えます。

過日、実証事業を10年行っている洋上風力発電の先進地である長崎県五島市へ行き、長崎市役所地域振興部再生可能エネルギー推進室で話を聞いてまいりました。この五島市は、促進区域に指定され、洋上風力発電の風車を戸田建設が施工し、海面から90メートル、陸から5キロ、2メガで海上に浮く浮遊式を設置しております。これに関連して長崎県五島市沖における協議会が10月10日に開かれ、漁業者の影響ない区域で今後10基建てる予定だそうです。

五島市の隣の西海市は100基設置を予定しておりますが、この設置場所は人口100人くらいの島で、景観での観光をなりわいとしておりません。長崎県境界はガソリン代が高い、五島市はまた離島で更に流通コストもかかるため、電気自動車を推奨する動きもあります。このように、洋上風力発電を産業として推奨している市町村で事業化すればよいのではないのでしょうか。

促進海域に関連した法案で、11月29日に、国が進める洋上風力発電の拠点整備のため、促進海域に近い港を拠点港湾に指定する改正港湾法が、参議院本会議で可決成立いたしました。国土交通省と経済産業省は、通称洋上風力発電普及法に基づく第1弾として、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖、千葉県銚子沖、そして、先ほど私が申し上げた長崎県五島市沖の4海域を年内にも促進区域に指定しております。ほかにも、青森、秋田、新潟、長崎の4県7海域が促進海域への指定を目指しております。なお、このような同法による促進海域の候補地は、我が静岡県には存在しません。

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関係の世界遺産も、実際に設置する場合は、一部の教会周辺で景観の影響があるため、世界遺産部局と協議が必要であるとの見解であります。同様にして伊豆地域では、景観の影響で世界ジオパークの認定も取り消される可能性もあります。

福井市長は、11月26日の伊豆新聞掲載記事で次期市長選出馬表明において、「観光を中心とした経済の活性化、少子化対策、防災対策の3点を重点政策に下田再興に取り組む」と述べておりますが、下田の海の景観も観光資源であり、財産と言えるものでございます。

民間からは、断固反対を唱える菊池 新氏による全面広告が、11月18日の伊豆新聞に掲載されました。洋上風力発電計画に対して、私たちの魂であるこの故郷の風景を踏み潰されないために、市民・町民の一人一人が反対の声を出していこうと訴えています。

私は、漁業の漁獲高減少衰退の可能性、そして船舶運航の危険性、津波、高波による破損

からの陸地への危険性、景観変化による環境影響の懸念と、観光客、流動人口の減少、この減少による観光事業の衰退による経済の下降化、このような観点から反対であります。

今後、一議員としては議会にも働きかけ、先ほども述べた反対のムーブメントを作っていきます。住民の民意を酌み取り、今後、あらゆる方法を検討し、しっかり訴えていこうと考えています。

この（仮称）パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業について、市長及び当局の見解を伺いたく存じます。

次に、みなとまちゾーン活性化ゾーンと旧町内、駅前、庁舎跡地について。

福井市長は、先般も申し上げましたが、伊豆新聞掲載記事で、次期市長選出馬表明において、旧町内の周遊環境整備、ベイ・ステージ下田（道の駅開国下田みなとの中心施設）の改修を含む、みなとまちゾーンの活性化を挙げていました。

この件に関して、私も平成30年9月定例会で一般質問しました。みなとまちゾーン活性化ゾーンと駅前、庁舎跡地について、そして旧町内についての事業計画及び事業化の進捗を再度お聞かせ願いたく存じます。

みなとまちゾーン活性化協議会の3ゾーン、まどが浜海遊公園、道の駅開国みなとと漁協、安田造船さん所有のドック跡地、そして大川端から旧町内、伊豆急下田駅前と現庁舎の移転後の跡地の利活用。これらの計画は、全てのまちづくりにおいて全てつながっております。トータルなランドデザインとして、一つもおろそかにできません。

みなとまちゾーン、旧町内、伊豆急下田駅、現庁舎の移転後の跡地において、現在計画中、進行中や、先日、土藤さん横のポケットパークのように完成、そして完結した事業も含めて、各々具体的な進捗をお聞かせ願いたく存じます。

以上で趣旨質問を終わります。

議長（小泉孝敬君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

11時20分まで休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

市長（福井祐輔君） それでは、橋本議員の一般質問に関して答弁させていただきます。

橋本議員の反対する気持ちは十分理解しております。市としても、9月に中村議員、質問、それ以降、そんなに状況は変わっていないというふうに認識しておりまして、意見書は皆様に、9月の定例会の最終日にお渡ししたものでございまして、そのとおりにこの推移を見守っていきたいというふうに考えております。

ただ、景観だけで反対するというのは非常に危険性があるんじゃないかというふうに思っています。というのは、景観利益という問題について、いろんなところで裁判になっているんです。皆さん御存じのように、吉祥寺の楳図かずおさんの建てたまことちゃんハウスという赤白のストライプの家で、住民が、あれは生活権を脅かすものということで裁判しましたけれども、そういう生活権を脅かすものじゃないという判決が出ておりました。また、国立市で市民が長らく守ってきた並木とか、そういう裏にマンションが建つというところで、景観の利益について裁判で争われています。

幾つもそういう、京都ホテルの話とか、そういう景観については、私の感じるところでは、人それぞれの価値観があるんじゃないかと。住んでいるところ、職業、そういうもので一律に市として旗幟を鮮明にするというのは非常に危険があるんじゃないかというふうに私は理解をしております。

また、世界ジオパークに認定されているところが、これは取り消されるんじゃないかというふうな御懸念を持っているようでございますけれども、これは私の知人を通じていろいろ調べました。伊豆半島ジオパークの推進協議会に専門研究員がいますけれども、この人は、世界ジオパークの認定の審議委員の一人でもあります。非常に世界のジオパークについて詳しい人でございまして、私は質問を投げかけました。洋上風力発電ができることによって、この下田地域の南伊豆のほうの景観が変わると、これで取り消される可能性があるのかというふうに問い合わせましたところ、こういう回答が返ってきました。これまでの日本ジオパーク、ユネスコ世界ジオパークの認定及び再認定審査において、風車等の人工物建設に伴う景観破壊によってジオパークの認定を取り消された事例、レッドカードは、現在確認できるユネスコ公開資料において確認できなかったと。要するに、洋上風力発電ができて、ジオパークとして取り消されることはないということでございます。

ヨーロッパのジオパークでは、風力発電所の建設による景観破壊への対応に苦慮している地域がある。あるジオパークでは、化石燃料から脱却し、再生可能エネルギーを普及させる

必要性は承知しているものの、実際の風力発電所は、山のスカイライン、稜線ですね、稜線を破壊しており、二律背反の状況を生み出していた。なお、このジオパークは、今年の審査で認定となっているということでございます。

そういうことで、恐らく、これは何も私は推進するという話じゃないんですけども、ジオパークが取り消されるということはないそうでございますので、そういうところを御理解していただきたいというふうに思います。

そして、地域の活性化、経済の活性化の話で、みなとまちゾーンの活性化でございますけれども、これは着実に進んでおりまして、安田造船所のこの所有地につきましてもいろいろと情報交換しておりますので、任期中にはできないかもわかりませんが、将来、必ずや成就できるものというふうに考えています。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。

環境対策課長（高野茂章君） それでは、南伊豆洋上風力発電事業について答弁させていただきます。

南伊豆洋上風力発電事業は、総出力50万キロワットを発電する計画で、国内でも最大級の大規模洋上風力発電事業だと認識しております。当事業については、環境影響評価の手の実施中であり、関係市町はじめ県知事、環境大臣から意見書が公表されており、下田市長提出の県知事宛の意見書では、自然環境、生活環境へ重大な影響を与えることが懸念されるところであると回答しております。

当事業の実施につきましては、市に許認可権はありませんが、環境アセスメントの懸念事項の払拭と、地域住民、漁業関係者の十分な理解を得ることが一番重要であると考えておるところでございます。事業者には引き続き、関係団体や地域住民に対し丁寧な説明を行って十分な理解を得ることを求めていくとともに、市としましても、市民に対して必要な情報提供と情報の共有を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） では、私のほうから、みなとまちゾーン及び旧町内の活性化についてお答えさせていただきます。

みなとまちゾーンにつきましては、現在、昨年12月に策定したみなとまちゾーンランドデザインの実現に向けた事業計画をみなとまちゾーン活性化協議会の作業部会で検討してい

るところでございます。特に、現在、県では、プレジャーボート等の係留対策を含む下田港の活性化に向けた官民連携の可能性調査を実施していますところから、県とも連携を密にして検討を進めているところでございます。

また、道の駅開国下田みなとにつきましては、ワーケーション等の新しいニーズにも対応した交流の場となるよう、見直しをしていきたいと考えているところでございます。現在、観光協会、関係課とともに見直し案の作成を行っていますので、案を作成次第、みなとまちゾーン協議会で協議していく予定となっております。

旧町内の活性化の一つとしまして、当課におきましては、昨年度から静岡文化芸術大学の協力を得まして、若者の視点を生かし活性化につなげていく調査研究デザイン案の作成も行っているところでございます。現在、静岡文化芸術大学から、デザインの全体像の案と、先行してモデル的に実施する事業の提案を受けておりまして、市では、みなとまちゾーン活性化協議会や地元の皆様の意見を伺い、他のまちづくりの事業と調整、整合を図りつつ、事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 建設課長。

建設課長（白井達哉君） それでは、私のほうからは、旧町内の整備につきまして補足説明をさせていただきます。

建設課で取り組んでおります事業として、旧町内につきましては、本年度は、土藤商店さんの横と平滑川の河口付近の2か所のポケットパークの整備のほか、道路の美装化、下田公園下の駐車場整備を行っております。これは、歩行者をペリーロードから旧町内へ誘導することを目的としております。

また、伊豆急下田駅から旧町内へ誘導することを目的とした、須崎町周辺の道路の美装化も今後は予定しております。

大川端につきましては、本年度は基本計画を策定しまして、令和2年度に設計、令和3年度からの工事の着手を目指しているところでございます。

現庁舎部分を含めた伊豆急下田駅周辺の整備につきましては、本年度は基本構想を策定する予定でございます。令和2年度以降は、基本計画の策定、概略設計、法的手続、詳細設計等を経まして、令和6年度の工事着手を目指しております。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） ありがとうございます。

まず、市長、賛成か反対かという、洋上風力発電に関してですが、なかなか、前回、9月も、ちょっとその結論は拙速過ぎるというようなお話を聞きました。また、その辺、もちろん答えは出ないかもしれないですけども、あえてどうなのかということ、市長のお立場もありますので御理解はできますが、ちょっとお聞きしたいなというのがまず1点と、それから、確かに市に認可権はございません、洋上風力に関してですね。ただ、趣旨質問でも申しましたが、やはり下田市、静岡県、そして環境省、経済産業省の意見書が提出されて、次の段階では、先ほども、再三言います、方法書を作成という段階に入っております。この方法書の作成の段階の前に、提出の段階の前に、ある程度諦めていただく。やはり企業論理からすると、今、投資が非常に少ないで済んでいると思います。その投資の少ない範囲で済んでいる中で、何とか諦めていただくと。我が静岡県は促進地域にも指定されておりませんので、そういった意味で、いろいろな方法を使って反対の意見をしていきたいなということが1つ思います。

それとちょっと1点気になったのが、漁業関係者の十分な理解ということ、課長はおっしゃっていましたが、その理解というのは、賛成のための理解をしていただくということなのではないでしょうか。その辺、その理解ということが、私も理解できない部分がありますので、やはり賛成者の言い分は私は理解しておりますけれども、やはり世界一の海づくりプロジェクトということで、世界ジオパークとして景観を観光で打ち出しているというような我が下田市、この伊豆は、やはり必要ではないのではないかと。

市長が先ほど、世界ジオパークに関してそういうことだということで、ちょっと安心はしたけれども、認定は外されないといういい情報をいただきまして、ありがとうございます。

それから、次に2番のほうです。みなとまちゾーンのほうです。平滑川河口付近の2か所というのは、今、これ、整備はこれからですか。その辺の時期に関して再度、私も、ごめんなさい、確認していないんですけども、これから着工なのかどうかという時期をちょっと教えていただきたいなと思います。

先日、土藤さんの横のポケットパーク、あそこは下水の排水溝ですか、あそこのコンクリートをはがしたときに、伊豆石が非常にこう並んでいて、あれ、昭和の初めなのか大正時代なのかかわからないですけども、非常に歴史的な風致がそういうところにも隠れていたという、当時によくそれだけの整備ができていたなど、私は、このぞいたりして見ていたんですけども、そういったものも是非、結果的にはがしたら出てきたんですけども、そうい

うものを計画されて、計画段階で変更はできないかもしれないですけども、あれは非常に重要なものだと思うんです。なので、そういうものも生かしていただきたいなと思っております。

それから、須崎町周辺の道路の美装化ですが、これ、たしか街なみ環境整備計画だと思います。この辺の交付金や起債があれば内容を教えていただきたいと。

それと、来年度以降からの事業化予定だと、今、さっき聞いたと思うんですけども、少しでも早く大川の工事着手と連携して行っていただきたいと思っております。

それと、現庁舎部分と伊豆急下田駅周辺は、今後、やはり10年後を見据えた上で非常に重要だと思います。基本構想が今年度ということで、既に構想の概要がイメージできているのでしょうか。その辺もちょっと具体的になっているのでしたらお聞きしたいと思います。

それと、たしか令和6年の工事着手ということで、これはざっくり四、五年後の着手となります。令和3年に庁舎が移転します。移転後の間は、解体もしないで約3年間、この現庁舎は放っておくのでしょうか。このままの状態にしておくのでしょうか。そのあたりもお聞きしたいと思います。

私が思うに、この現庁舎を含む伊豆急下田駅周辺の跡地は、民間の大手に、PFIとかPPPの制度、要領で、率直に言って、今までの伊豆の歴史とともに歩んできた、これは個人的な意見としてお聞きいただきたいんですが、東急グループさんに再開発をお願いするというのが望ましいのではないのかなと思っております。現庁舎部分を、伊豆急下田駅のホームとつなげて、商業施設なりそのほかのものを建てると。そして、市の所有の土地に関しては、これはあくまでも私の更に個人の意見ですが、20年間の無償貸借、そして固定資産税の考慮等の税の配合を考えて、本郷踏切方面に少しずらし、現在のタクシー乗り場のロータリーと、今、バスの乗り入れ場、これはスイッチバックと、要するにバックをして入れるというそのバスの停留所というのは、日本でももう今なかなかないということです。安全性の部分も欠くようなんですよね。その辺も踏まえて、やはりその駅前周辺の整備もできたらと。

そうすることによって、国道の拡張につながると思います。国道の拡張は、やはり中学統合に向けて、今度はあそこに自転車なり通学の生徒が集中します。安全性の動線を考えたとき、これ、確保につながると思います。

やはり駅からの動線を考えることで、旧町内、大川端、そしてみなとまちゾーンの利便性が高まります。このあたりの考えをちょっと取りとめなく言いましたが、お考えをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。

環境対策課長（高野茂章君） 方法書の段階では断念をということなのですが、県に確認したところ、方法書につきましては、最初の予定はこの12月に出すという予定だったそうです。今現在、年度末の提出がちょっと危ぶまれているよと、年度を超えたあたりに方法書が出るんじゃないかという県の見解は聞いております。

そのときに、事業者の市民向けの説明会なり、また市民の意見書提出がありますので、そこで直接事業者に声を届けて、その住民や漁業者の理解を十分に得ることが一番重要じゃないかというふうに思っているところでございます。

先ほど言った、漁業者に賛成の理解を得るのかということではなくて、この環境アセスの懸念事項の払拭と、この漁業者、地域住民の十分な理解が得られなければ、この事業に対してハードルが高いんじゃないですかということで申し上げたことでございます。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 建設課長。

建設課長（白井達哉君） すみません、まずポケットパークの関係ですけれども、2か所というのは、土藤商店の横と平滑川の河口のところと合わせて2か所ということで、河口の付近も今、工事は着手しております。

あと、須崎町の周辺の道路の美装化の関係、街なみ環境整備事業の関係ですけれども、街なみ環境整備事業のほうは、交付金の交付率が50%をいただいております。そのほか、今、旧町内では都市再生整備事業、大川端なんかはこちらの事業でやっているんですけれども、そちらは通常ですと交付金の率が40%のところ、歴史的風致維持向上計画を策定した関係で、5%を上乗せして45%の交付金をいただいております。今、建設課のほうでの考えとしましては、道路の美装化も大川端の工事も含めまして、令和4年度の完成を目指して取り組んでいるところでございます。

あとは、現庁舎部分と伊豆急駅周辺の関係ですけれども、こちらの全体的な大きな周辺整備としまして、6年度の着手を目指しているということで、それまでの間、この跡地をどうするのかという話、すみません、ちょっと今、建設課だけの一存とか考え方とかではなく、暫定的な利用とかをどうするのかということは、ちょっと御指摘のとおり考える必要もあるのかなと今思っております。

P F I、P P Iとかの関係ですけれども、そういった考えはうちのほうも考えないわけではないんですけれども、現段階で1つの企業に絞ってどうこうということではまだないの

かなと。

すみません、あと構想の概要についても、今のところまだお見せできるような具体的なものとかがないんですけれども、そういういろいろいただいたお考え、御意見を一つの貴重な考えとして、参考意見ということで承っておきたいと思います。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） ありがとうございます。

1点、ちょっと私も抜けていましたが、産業である海の保全、もし仮にその風車の部分で言うと、仮にできないように持っていく、やはり裁判になる前に諦めていただくというような風潮に持っていかなければいけないのではないかなと思います。海の保全をどのようなレベルで考えていらっしゃるでしょうか。また、そのために何ができるかということをちょっとお聞きしたいなと思います。

あと、やはり市長、今まだ結論は拙速ということではよろしいでしょうか。

その2点をお聞きしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 市長。

市長（福井祐輔君） いろいろこれから科学的根拠が出てくると思うんです。アセスメントをやる途中ですね。それを見定めて、総合的に判断して考えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。

環境対策課長（高野茂章君） 今、市長が言われたとおり、その海の保全レベルにつきましても、今後、景観と環境の変化に伴う予防関係のことは、事業者の環境アセスの中で、どこまで影響が回避できるかということが決定されると思いますので、その後の話になろうかと思えます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） ありがとうございます。

やはりデータに基づく判断も非常に大事ななと思います。実際のところ、私もこの下田で生まれ育って17年間、下田で育ちまして、一応東京に行ってまた帰ってきて約13年、約30年間、この地で生きてきた住民として、やはりこの景観を誇りに思い、そして愛着がございま

す。決してこの景観は変えてはならないと私は思っております。

また、下田市の基本構想の中でも、基本理念として「下田を愛する、市民を始めとする幅広い人の参加により、本市の持つ自然や歴史、文化を活用し、市民一人ひとりが誇りを持って暮らせることのできるまちづくり」とあります。まちづくりの基本理念を踏まえ、計画期間に下田市が目指す将来都市像として、自然と歴史を生かし、安らぎと活力のある美しいまち、自然歴史を生かすとあります。市長もやはりこの下田に思いと愛着もある、また誇りもあることと思います。いずれは海上風力発電は反対という意味を表明していただくことを希望し、要望で終わります。

議長（小泉孝敬君） これをもって、10番 橋本智洋君の一般質問を終わります。

ここで休憩したいと思います。

午後1時まで休憩といたします。

午前11時45分休憩

午後 1時 0分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次は、質問順位3番。1、9月議会にて提案した海岸遊歩道について。2、災害時の避難体制について。

以上2件について、6番 佐々木清和君。

〔6番 佐々木清和君登壇〕

6番（佐々木清和君） 再興の会の佐々木でございます。質問をさせていただきます。2点やらさせていただきます。

まず、前回の議会で提案させていただきました海岸遊歩道についての質問をさせていただきます。

議会後、テレビなどで議会を見た方から、どの辺にあるんだとか、どこを通ったら行けるんだとか、非常に好意的な意見が多く寄せられました。大変うれしいことだと思っています。

しかし、当日の議会、当局の答弁は報道も含めて市民の感じは、ちょっと熱意が感じられないんじゃないかなというような質問じゃなかったかというようなことが直接私の耳にも入っておりまして、じくじたる思いがしております。

狼煙崎の柱状石、それから皇居のふすま絵になっております白浜宿屋海岸の獅子鼻岬、ち

なみに、市長は入院されておりましたので、最初に、市長、大変おめでとうございます。忘れておりました。さわやかな朝を迎えて。抜かしてしまいました。すみません。市長はそういうあれで、各課、遊歩道、建設課、観光課、いろいろ関係する課はあると思うんですが、一般の職員の方でも結構なんです、ちなみに、今日まで現地を訪れた方があるのかどうかということ。それから、もし行かれた方があったならば、その感想を聞かせていただければと思います。

行かれている方がおられないかもしれませんが、また次回、同じ質問をさせていただくかもしれませんが、考えていただければと思います。

ちなみに、私、映画をいろいろ収集しているんですが、映画関係の方から依頼がありまして、佐々木さん、映画をいろいろやっているの、今度、下田で映画を撮影したいんだということで、間に1人、人が入っていただきまして、白浜の海岸を含めて伊豆の海岸をちょっと案内してほしいと、テレビ中継を見たので現場を案内してほしいというお話があって、来月、市長のところ監督も御挨拶に行く予定でいるんですけども、それくらい話題になっておりますので、前向きに検討していただければと思います。

最初の質問は以上です。

それから次、白浜の災害についてなんですが、白浜の中村議員が丁寧な質問をしていただいたものですから、私は、細かいところの質問になかったところ、少し補足質問をさせていただきたいと思います。

ちなみにこれは獅子鼻海岸ですね、目に焼きつけていただければと思います。いつでも御案内をいたします。

それから、これは白浜の体育館の避難の写真です。子供さんが体育館に避難をしたところですね。当日、下田の市の職員の方お二人、若い方が体育館で対応していただきまして、本当に御苦労されておりました。端から見ても、よく頑張っているなということで、本当にお礼を申し上げたいと思います。私も一緒にできる限りのことはさせていただいたんですけども、これからのこともありますので、体制については考えていかないといけないかなと思います。

まず気がついたところは、市民の皆様が避難をしてきて、それを対応するのは、やっぱり市の職員だけではこれはもう、特に長期の避難生活については無理だと思います。ですから、地域とのつながりで、やっぱり共助という形で地域の区長さんを含めて、日頃からの、平時からのそういうシミュレーションと訓練が必要だと思いますけれども、いかがお考えでしょ

うかということで質問をお願いします。

それから、もう一つ気がつきましたのは、避難所で非常食は配置されているんですが、行きましたら水で非常食を作っているんですけども、水ですと1時間、お湯ですと15分ということで説明されましたけれども、そのお湯を沸かす装置もなかったわけですね。各自持ち寄って、簡易コンロを持ってきたりということでやっておりましたけれども、できましたら、こういう避難所であるから非常食で、冷たいものでもいいということでなくて、避難所でもここまでやっていただけるんだというような感じを市民が受けていただけるような、簡単な設備ですので、こういうのも各避難所に必要ではないかと思えます。

それから、この写真にございますように、当日、御家族の方は子供さんの世話と、それから御自身の避難生活の管理、非常に苦勞されておりました。どうなるかなと思って見ておりましたら、子供さんはそれなりにだんだん和がとれて、自分たちで遊んでということで、ここにもありますように、これは市役所で作った受付の黒板なんですけど、子供たちが勝手にここに絵を描き始めたりということで、自然とそのうちにアリーナで遊び始めたりということでやっておりましたけれども、気がつきましたのは、子供たちがその時間を過ごす部分がないんですね。たまたま白浜の場合、図書館がありましたので、父兄の方が図書館から本を持ってきて子供たちに読み聞かせたりしておりましたけれども、そういう、これから長期の避難については子供たちのバックアップですね、アニメのDVDもいいでしょうし、児童本もいいと思いますが、避難所にはそういうものがあるのが、そこまでやっていただくのが子供たちのためではないかなというように感じましたので、御検討をいただければと思っております。

それから、避難の後に各地から情報をいただきまして、避難所に洋式のトイレがないところが何か所かあるようです。お年寄り、大変苦勞したというような話も聞いておりますので、調査していただいて、できれば洋式のトイレが避難所にはあるような形で御検討いただければと思えます。

それから、情報収集で市役所の方へ私、足を運ばせていただいたんですが、これが市役所の情報板でございます。現状、これ、現地に行かないと情報収集ができません。できればIPカメラで、スマホで出先でこれが確認できるような、そういうものを検討されたいかがかと。私、3回ぐらい市役所へ行っただんですが、その都度数値が変わりまして、非常に参考になったんですが、もう現地に行かなくても、今、白浜の板見海岸でやっていますけれども、港を監視するカメラで、スマホで監視できるような形になっています。そういうものを市役

所で御検討いただければと思います。

それから、この質問事項にはないんですけども、白浜小学校、雨漏りをしておりますので、校長先生に聞きましたら、前から市への要望は出しているんですけども、なかなか予算の関係でということでしたけれども、相当ひどい雨漏りで、舞台の上にはこういう洗面器が幾つも並べてあるという状況であります。これを放っておくと腐食したり電気の絶縁不良とかで修理費がますますかさむと思います。この図書館も雨漏りをしておりましてけれども、体育館の雨漏りについて、地域の要望に対して、いつ頃、どんな形で計画されているのか、わかれば御回答いただければと思います。

あと、避難で、御病気の方もいたんですが、毛布1枚でアリーナに寝て、固い床で大変苦労されておりましたけれども、下田市は、避難所以外の別の備蓄所にそういうエアマットとか、それからプライバシーを守る段ボールの壁とか、そういうのはどこかに保管してあるのかどうか、わかれば教えていただきたいと思います。なければ準備をしていかなければいけないと思いますけれども、一過性の台風でなくて、津波、地震で、そういう場合には半月から1か月なんていう避難生活も考えられますので、そういうところも考慮していかなければいけないかと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。また、在庫があるんであればお答えいただければと思います。

あと、浜の流木の関係とかもろもろ、中村議員が細かくやっていただきましたので、省略をさせていただいて、以上の項目。

それから、最後にこれは質問というよりも、私、ボランティアでいろんなところで昔の映画をやっているんですが、たまたま先月初め、土肥の村づくりの町のイベントで行きましたら、赤十字の団体の方たちが温かいものを炊き出ししているんですね。その釜も、赤十字から供給されているものでした。日頃のそういうイベントで、こういう非常食の炊き出しなんかを訓練かたがたやっておりましたので、こういうことが下田で実際行われているのかどうか、参考になればと思いますけれども、これは全部ボランティアの、温かいお米もお湯で沸かしてというのはできるようになっているようですが、避難所だから冷たいものでいいということじゃなくて、なるべくできることはやっていこうではないかという発想のようです。参考になればということで、これは質問というよりも御提案でございます。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（福井祐輔君） 佐々木議員の一般質問にお答えします。

9月の答弁について、やる気がないんじゃないかというふうなコメントをいただきましたけれども、やる気はあるんですけれども、やっぱりいろんな調査とか、将来どれぐらいの予算がかかるのか、それとかまた整備のために、整備しても波に洗われてまた災害復旧をやらなきゃいけないだとか、そういうところの観点を含めていろいろ調査しなきゃいけないという意味で、将来、必要があればというふうな意味を申し上げたところでございまして、そのところをよく御理解していただければと思います。

残念ながら私も行く機会が足りなかったんですけれども、観光交流課長は二、三か所行ったんじゃないかというふうに思うんですけれども、写真よりも現地へ行って、非常に観光資源として価値があるんじゃないかというふうなことを申しておりました。

次に、避難所の件でございますけれども、やはりこれから避難の回数も増えてきたり、そんな長期にはならないと思うんですけれども、避難所の改善について、これからいろいろ検討していかなきゃいけないというふうに思っています。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

観光交流課長（永井達彦君） 私のほうからは、現地へ訪問されましたかという御質問ですけれども、狼煙崎と白浜につきましても、先月、現地のほうへと行きましたが、危険な箇所もあって、現場までたどり着けないところもあったりとか、白浜の宿屋の写真で撮られた、その海岸に近いところから写真を撮られたところ、その宿屋のところは道もわからず、行くことができませんでした。

きれいなところですので、観光資源としては活用できるよう検討していきたいというふうに思っております。ただ、感想としては、下へ行くよりも上から眺めるほうが、白浜なんかはきれいなのかなというふうな感想は持ちました。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） 私のほうからは、災害時の避難体制についてということで、まず1点目に、避難所にて避難者が自治組織を立ち上げ、市職員と一緒に活動できる体制づくりと訓練が大切だと思いがいかということでよろしいでしょうか。

台風などの場合の一定時間をやり過ごす避難ではなく、大規模地震等により甚大な被害を受け、避難所が生活の場となる災害の場合におきましては、そこで生活する自主防災組織や

避難所利用者による避難所運営が必要となります。

静岡県が発行しています避難所運営マニュアルでは、避難所設置から1週間は自主防災組織など地元自主防災組織が避難所立ち上げを主導し、以降は避難所利用者が避難所の運営主体となることとされております。

避難所の運営に当たっては、市は、運営支援を行うのであって、複数の自主防災組織や避難所利用者が協力し取り組んでいく必要があるという、その意識づけから行ってまいります。その後、避難所運営に関する話し合いから、避難所設置訓練へとつなげていきたいと考えております。また、災害ボランティアとも訓練などを行い、連携を強めていきたいと思っております。

次に、2番目の非常食を調理するに当たり、避難所にお湯を沸かす機器もなかった。非常食を加熱することができるよう、簡易な機器の配置が必要ではないかということです。

台風など避難活動に移るまでに時間的に余裕がある場合には、火気を必要としない食料の準備をお願いしたいと思います。避難所で生活していかざるを得ない災害につきましては、炊き出しが行われるようになるまでにはある程度時間を要するおそれがありますので、簡易な加熱機器の備蓄や手配に関することのほか、避難所建物内で火気厳禁は基本事項となりますので、その使用の可否も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、3番目の子供たちに不安を感じさせない避難所環境作りが必要ではないか、例として、アニメのDVDなどの備えなどということですが、長期避難では、避難所は避難所利用者の生活の場となります。避難所の運営主体は避難所利用者の皆様になりますので、カウンセリング等の専門性が高いものにつきましては市で手配することになりますが、本やDVDなどにつきましては、避難所利用者の皆様方で御用意いただくべきものと考えております。

それから、4番目ですけれども、和式トイレしかない避難所があり、高齢者が苦労したと聞く。洋式トイレの設置など、高齢者への配慮を検討してください。避難所でここまでしていただけるのかと市民が感じる形を是非作っていただきたいということですが、白浜小、下田東中、朝日小、下田中学、稲生沢中学、基幹集落センター、市民スポーツセンター等の避難所では、洋式トイレに人が並んで順番待ちとなったことから、和式トイレを洋式化してほしいという声を伺っております。将来、避難所に洋式トイレのない稲梓中学校などについては、校舎に洋式トイレが設置されていますので、洋式トイレを使用できるように検討していきたいと思っております。

それから、テレビカメラの話がございましたけれども、なかなか市では難しいかなと思っ

ています。現在、スマホで現地から写真で送れるようなシステムがございますので、そのようなシステムを利用した、今年度は訓練をしていきたいというふうに考えております。

それから、仕切りの段ボールという話ございましたけれども、現在、稲生沢中学のほうに幾つか用意してあります。避難したときに要支援者のスペースはやはり確保するべきではないかなというふうに感じておりますので、その辺も検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） 白浜小学校の雨漏りということでございます。議員御指摘のとおり、白浜小学校におきまして、玄関入って右側の体育器具庫であったりとか、ステージ上で今雨漏りが発生しているというところでございます。

御指摘のように、学校からは毎年、その修繕要望というのが上がってきております。やはり学校、7小学校、4中学校ありまして、予算も限られている中で、大規模な改修にはなかなか実施できないというような事情もございまして、学校も多分気を遣っていただいて、優先順位は随分下のほうというようなことでやっております。

今後も、個別施設計画を策定した中で、それから、各学校の長寿命化計画というものを策定しなければならないというのがございます。その中で現在は、老朽化、それから破損している箇所等を拾い出すという作業をやってございます。そういった中で、大規模な改修はしていかなきゃならないというところがございますが、応急的な、例えば防水シートのコーキングとかというようなことであれば可能でございますが、またちょっと状況を見つつ、その程度で対応ができるのかどうなのか調査して、いけるようであればございましたらそういう対応をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 佐々木議員、よろしいですか。

6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） ありがとうございます。

まず海岸遊歩道の関係でございますけれども、もう少し調査するんであれば御協力もいたしますし、今、歩けなくなっている海岸、何ていうんでしょう、磯道というんでしょうか、そういうところも草に隠れているんですが、わかりますので、御案内させていただきます。

先ほど言いましたように、まだ大きな声で言えないんですが、それなりの映画監督の方が

直接見たいということも言っておりますので、それだけ注目されているということ、それから、もう下田は、この海岸を大きく活用することしかないと思っております。市長は心配されておまして、波に洗われてまた修理がということはありますけれども、これは設計の形で、破損されないような施工方法というのもございますので、必要であればアドバイスをさせていただきます。

それから、夏だけのお客さんではなくて、年間を通しての誘客にもなると思いますし、この海岸道を使ってのいろんなスポーツイベントもできると思いますので、せめて調査を開始するというような形での回答をいただければと思いますけれども。

それから、小学校の雨漏りですが、私もまだ図面は見させていたっていないんですが、恐らく小学校は塗膜防水という防水だと思うんですが、これは大々的にやらなくても、修理箇所を確認して部分的な修理が可能です。それから図書館も、屋根の漏れでなくて、2階ですから、3階は雨漏りはありませんので、恐らく外壁からだと思いますので、これも少量の予算でできるはずですから、まずその調査をしていただいて、廉価な形で修理できると思いますので、調査をしていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

以上です。

議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

観光交流課長。

観光交流課長（永井達彦君） 今、下田市もロケについては窓口を一本化にして、受け入れしやすい体制を作っております。映画とかドラマとかいうので下田を露出していただいているところでございます。

佐々木議員のこの写真にありましたところが、行けないところもあたりわからないところがありましたので、また御案内をお願いしたいと思いますので、またそのときは連絡させてもらいます。よろしくをお願いします。

議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） 白浜小学校は、コーキング等で対応できるというものがあれば早急に対応したいと思います。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） ありがとうございます。

時間を調整していただければ、現地を御案内させていただきます。できれば市長も、体力

が戻ると思いますので、現地を一緒に歩いていただければと思いますけれども。体力回復のあれにもなりますから、一緒に歩いてみたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（小泉孝敬君） 市長。

市長（福井祐輔君） 時間がとれば御一緒させていただきます。

議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

6番（佐々木清和君） はい、終わります。ありがとうございます。

議長（小泉孝敬君） これをもって、6番 佐々木清和君の一般質問を終わります。

次は、質問順位4番。1、中学校再編に伴う通学方法と公共交通の利用促進について。

1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

1番（江田邦明君） 会派は松陰会の江田です。議長の通告に従い、中学校再編に伴う通学方法と公共交通の利用促進について、趣旨質問をさせていただきます。

平成29年7月に下田市立学校等再編整備審議会から、下田市立中学校の再編整備についての答申を受け、長年の懸案でありました中学校再編は、再編手法や校舎位置、校名、制服等が決定し、具体的な姿が見え始めてきました。そして、令和元年11月に入り、通学方法・通学補助、部活動、整備計画等について、市内各小学校で保護者説明会が開催されました。この中学校再編は、4校1校化ということで、人口減少・少子化といった課題を抱える周辺自治体からも注目されており、令和4年4月の開校に向けて、市民、地域、行政が一体となって取り組むべき事業であると考えております。そして何より、子供たちの教育環境をよりよくすることを目的とし、通学環境の負担軽減等にも努めていかなければいけないものと認識しております。

まず、これまでの通学条件にかかわる検討の経過について質問させていただきます。

中学校再編につきましては、平成27年3月に下田市立学校等再編整備審議会からの答申「稲梓中学校と稲生沢中学校を統合し、現在の稲生沢中学校校舎に新たな中学校を構築すべきである」から具体的な検討がされてきたことと思われまます。その後、再編検討会議や保護者説明会の開催、総合教育会議等で協議調整され、平成29年3月に下田市教育委員会より、下田市立中学校再編手法及び新中学校候補地等に関する報告書が作成されました。

新中学校を選定する上で重要な条件を示した同報告書において、仮設定ではありますが、通学条件について補助対象者を、小中学校の統合に伴い市が指定する就学校または通学場所

に変更が生じた地域の児童生徒とし、補助率は全額補助、通学費負担を軽減し、義務教育の円滑化、遂行を図るとされておりました。

そこでお尋ねさせていただきます。

平成29年3月に仮設定した当時の通学条件と、現在の保護者説明会等で提示されております通学条件に大きく変更が見られますので、仮設定した当時の通学条件に対します考え方についてお聞かせ願います。

また、通学条件を変更するに至った経緯などについてもお聞かせ願います。

次に、この件につきましては、平成29年9月定例会においても滝内議員より中学校再編整備についての一般質問があり、当局からは、通学方法、通学補助の基本方針等について、生徒数推移、補助関連経費、国庫補助や地方債を含めた財源と市の実質負担等の詳細を答弁いただいております。一方で、安全対策や雨天時等の通学方法、その他細部につきましては、今後の課題として、統合準備委員会や地域公共交通会議で検討していくとの答弁がございました。

そこでお尋ねいたします。

当時から2年が経過し、各課題やその他の細部とされておりました内容について、現時点での改善策及び回答がございましたらお聞かせ願います。

次に、中学校再編と公共交通利用促進の関係についてでございます。

下田市は、人口減少や少子高齢化が進む中、地域経済、住居環境、生活スタイルの変化などを見据え、住民や移動制約者である通学者、高齢者等のニーズを的確に把握し、市内における移動や周辺市町との地域間移動に便利な交通と、庁舎建設や伊豆縦貫道等のインフラ整備とリンクした生活交通体系の実現を目指すため、平成27年6月に下田市地域公共交通基本計画を策定しております。

同計画では、公共交通の維持、公共交通利用者の利便性を確保するには、市民、交通事業者、行政等の役割分担と連携により取り組んでいく必要があるとし、下田市地域公共交通会議を組織化いたしました。同会議では、自主運行バス路線の継続や継続困難バス路線の維持についても協議されており、公共交通の維持には通学生徒の利用促進が課題と位置づけております。

また、同計画の策定に当たり寄せられましたパブリックコメント、「再編により通学の変更等もあると思うので、当然、本会議に再編も十分に含む必要があると思う」といった意見に対しまして「公共交通は、通学対応としても重要な手段となっている。そのため再編に当

たっては十分に検討して進めてまいります」との対応方針が示されております。

そこでお尋ねいたします。

中学校再編に伴う通学方法と公共交通の利用促進について、地域公共交通会議ではどのような協議がされ、その協議結果が、路線バスを含む通学方法や通学補助等に反映されたかお聞かせ願います。

最後に、今後の通学方法及び通学補助にかかわる検討スケジュールについてお尋ねし、趣旨質問を終わります。

議長（小泉孝敬君） 当局の答弁を求めます。

教育長。

教育長（佐々木文夫君） それでは、私のほうから、平成29年3月に仮設定した当時の通学条件と現在の保護者説明会等で提示されている通学条件に大きく変更が見られるため、仮設定した当時の通学条件に対する考え方、通学条件を変更するに至った経緯について御質問がありましたので、それに対しましてお答えしたいと思います。

まず、平成29年3月に制定されました下田市立中学校再編手法及び新中学校候補地に関する報告書につきましては、平成28年8月に下田市総合教育会議で策定した下田市立中学校再編に係る報告書で示され、下田市立4中学校を一度に統合する1校化の手法とすることが望ましい。新中学校候補地につきましては、稲生沢中学校または下田中学校跡地とすることが望ましいとの方向性を受けまして、下田市立中学校再編検討会議を設置するとともに、保護者説明会やアンケート結果などの意見をもとにしましてまとめた報告書です。

その中で、今後の方向性としまして、まず校舎位置につきましては、現在の下田中学校敷地を利用し、新たな中学校を設置したい。通学補助につきましては、保護者への負担を考慮すると全額補助としていきたいが、最低でも現在負担していただいている以上の負担はかけないことを前提に継続して検討するとし、その理由としまして、市内全域からの通学となるため、教育を受けるための不公平感の是正、時間的、精神的制約への対応を考慮すると、現在、保護者に負担していただいている以上の負担はかけないことを前提に、今後さらなる検討を行う必要がありますとしているもので、通学条件の大きな変更をしているものではないことを是非御理解していただきたいと思っております。

議員御指摘の通学条件の仮設定、通学費の全額補助の箇所については、新たな中学校の候補地を2つの中学校から選定するに当たり、通学費、校舎面積、運動場面積や津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の安全面等々のさまざまな条件から比較するために設定したもの

です。

通学補助の設定におきましては、財源的な裏付けや通学条件についても考慮せず、校区の変更となることを想定できる生徒に対しまして、仮にバスのみを利用した場合の通学と、バスと電車を利用した通学の場合の補助額を算定したものであります。あくまでも2校を比較するための仮条件を設定したもので、全額補助、あるいは通学条件を決定したものではありません。

この時点では通学条件の決定はしていませんが、その後、平成29年7月の下田市立学校等再編整備審議会からの答申に基づきまして、保護者の皆様の経済的な負担の軽減、通学に係る利便性を考慮し策定したもので、教育委員会、総合教育会議を経て、政策会議において正式に通学条件を政策決定したものであります。

内容につきましては、議員も御承知のとおり、おおむね2キロ未満は徒歩、おおむね2キロを超え4キロ未満は徒歩または自転車、おおむね4キロを超える場合は路線バス、路線バスが利用できない場合はスクールバスを利用し、路線バスについては全額補助、スクールバスにつきましては無料、自転車通学の場合におきましては、自転車及びヘルメット購入費の補助、補助率につきましては2分の1、自転車上限4万円、ヘルメットにつきましては2,000円というものです。その後、8月31日に開催されました議会全員協議会で報告し、9月の定例会の滝内議員の一般質問に対して財源を算出したものであります。

2、3の御質問につきましては、この後、学校教育課長より答弁をさせていただきます。私からは以上です。

議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） 通学の関係の各課題ですとかその他細部、現時点での改善策というような御質問でございます。

課題ですとか改善策につきましては、今後さらに具体的な検討が必要と思っております。

その中で、安全対策といたしましては、自発光式反射材等の配布、また、PTA、地域の皆様の御協力を得ながらの見守り活動等を実施させていただきたいと考えております。

また更に、本年10月から施行いたしました下田市中学生自転車損害賠償保険等に係る交付要綱に基づく保険料の2分の1補助につきましても、安全対策の一環として実施したものでございます。

また、通学路として想定されております国道136号の本郷交差点から本郷西交差点間の狭隘区間でございますが、静岡県にお願いいたしまして、来年度から事業化をしていただくと

いう予定でございます。

雨天時の通学方法でございます。特に2キロから4キロで自転車通学を予定している生徒への対応につきましては、例えばバス回数券の配布といった対応も検討していかなければならないと考えているところでございます。

それからもう一点、今後の通学関係の検討スケジュールでございます。本年5月に第6回下田市立学校統合準備委員会を開催したわけでございますが、その中で、今年度中に通学関係の方向性を決定したいというところでお示しさせていただいております。

しかし、議員も御承知のように、現時点におけます教育委員会の事務局の判断といたしましては、2キロから4キロの徒歩あるいは自転車通学を予定する生徒に対しますその保護者説明会での保護者の皆さんの意見を考慮いたしますと、今年度中の決定は困難ではないかと考えているところでございます。

12月20日に開催を予定しております第9回統合準備委員会におきまして、この保護者説明会の状況であったりというものを報告させていただいて、今後のスケジュールについても協議をしてみたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） では、私のほうからは、公共交通会議に関することについてお答えさせていただきます。

本市では、地域需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために地域公共交通会議を設置しており、この会議において平成27年度から令和2年度までを計画期間とした下田市地域公共交通基本計画を策定しているところでございます。

この計画の中におきまして、公共交通の課題として公共交通利用者の確保を挙げており、対応として通勤通学等の定期利用者の減少傾向の歯止めを掲げております。人口減少や少子高齢化により厳しさを増す公共交通を維持していくために、民間事業者の運行を支援するための施策の推進が求められているところでございます。

今回、中学校の再編により、スクールバス等を含む通学方法の見直しが検討されておりますが、生徒の利便性、安全性はもとより、公共交通のあり方との調整、検討も必要と認識しております。

議員御指摘の平成27年のパブリックコメント及び平成29年度の一般質問への回答後の実施

状況でございますが、公共交通会議としましては、統合準備委員会での検討を経て、教育委員会としての通学方法の変更計画がまとまった時点で検討に入る予定としており、申しわけありませんが、現時点において、会議における正式な議案としての検討は行っておりません。

しかし、今後の公共交通に影響を与える内容ですので、教育委員会とは情報共有を図っており、今後の検討に向けた調整を進めております。今後、教育委員会における通学方法の検討の進捗にあわせ、通学する生徒の利便性、安全性の確保と公共交通の維持確保について考慮しながら、公共交通会議におきましても所要の検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 御答弁のほうをいただきましてありがとうございます。

まず、制度の変更というところで御答弁いただきました。これまでの学校再編に伴う補助制度ということで、学校が統合された場合の通学補助については、例えば稲梓中学校の須原地区については6キロメートル未満、また、下田東中学校の白浜地区についても6キロメートル未満のように、例外規定として通学距離に関係なく補助されているかと思えます。

また、近隣市町の場合でございますと、西伊豆町では、学校が統合された場合は通学距離に関係なくバス定期代を全額補助。また、松崎町の場合は、通学距離が2キロ以上の場合はバス定期代を全額補助としているところもございます。また、南伊豆町、河津町では、同一地区で補助対象となる者、補助対象とならない者とが極めて不自然と認められる場合の取り扱いについても規定されているところがございます。

平成29年度第2回再編整備審議会の中でも、出席者のほうから、同じ地区で同じ学校へ通学するのに差が出てしまうことは平等感が持てないといった内容の発言もございました。こういった部分を含めて、統合される中学校生徒、保護者に対する市としての対応について、再度お聞かせ願いたいと思えます。

次に、2年たつての改善点というところで、現在、365日、夏休み期間中も含めて通学補助をとということでございますが、現在のバス代や、特に田牛線では、令和元年第7回統合準備委員会、路線図と運行本数、資料6-3の資料を見ても、基本的には平日運行の路線ということで記載がございます。こうした土日における路線バスを維持することができるかについても詳細を詰めていく必要があると思えますが、その点についてもお聞かせ願いたいと思えます。

次に、地域公共交通会議の関係でございます。こちらの会議では、自主運行バス路線であ

ったり継続困難バス路線についての協議もされていると思います。平成31年度決算では、自主運行バス路線である田牛線に478万8,518円の補助、継続困難バス路線である大賀茂線と須崎海岸線に255万の補助が支出されております。また、スクールバスによる混乗等を考えた場合、下田市のコミュニティバスいなみん号、こちらについても業務委託費387万5,040円の支出がございます。こうした路線や自主運行バス等の運行形態についても、地域公共交通会議では議論していく必要があるのではないかと思います。

同じくこの会議の中では、再編に伴う路線の増便、運行時刻、定期券、割引率や長期間の定期券発行など、中学生だけではなく高齢者の利用も含めた検討が必要かと思いますが、ただいま答弁がありました統合準備委員会との協議とあわせて、地域公共交通会議でこれらのことを協議する必要があると思いますが、再度その点についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） 最初に、今御質問がございました下田市遠距離通学費補助金交付要綱の部分でございます。こちらは例外規定というようなことございまして、学校統合があった場合の中学校ということで、現在、下田東中学校の白浜地区の6キロ未満、それから下田中学校の朝日地区の6キロ未満、稲梓中学校の6キロ未満というものについては補助をしているというようなことでございます。

今のその補助要綱上、中学生に対しては6キロ以上を補助しております。自転車通学につきましては月額1,000円、それからバスの定期についてはウィークデー定期の半額というようなことございまして、小学校につきましては4キロ以上を全額定期を補助しているというような状況でございます。

今回、私どもが方針として打ち出させていただいているのが、通常でありますと、6キロ以上というようなところは、統合があって広域の通学となるというようなことございまして、4キロ以上をバス通学で定期全額補助というようなことで、それからおかつ、通常でありますと4キロ未満については、徒歩といいますか、補助制度はございませんけれども、自転車通学を許可し、なおかつ半額補助しようというようなことございまして、なるべく保護者の皆さんであつたり生徒の皆さんの負担を軽減しようというような形で出させていただいたようなものでございます。

また、同じ校区でありながら、近所でありながら、バス通学と自転車通学と分かれるのではないかというようなお話は結構お聞きしてございます。実際には、あくまでも、おおむねというような言葉がついてございますので、そのところで多少の運用はできるのではない

かなというところでございますが、ある程度のところで線を引かなければならないというふうなふうに考えてございます。

それからあと、バス路線のダイヤでございます。今、田牛線については平日運行というふうなお話もございまして、こちらはバス事業者さんと協議をしているようなところでございます。最悪、田牛線、田牛からの生徒というのは人数も限られているというようなこともございまして、当初考えていたのは、ワゴン車等を使って、例えば用務員兼運転手さんを雇用して送迎をしていただくというようなことも考えていたところでございますが、こちらにつきましては、また今後、交通事業者さんとの協議をしていかなければならないというようなところでございます。

私からは以上です。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） 統合準備委員会と公共交通会議との連携を図っていったほうがよいとの御意見だと思っておりますが、当然、先ほども申し上げたとおり、担当課としましては、そういった情報共有を図っており、統合準備委員会での検討状況を踏まえ、交通会議において意見を伺うなど、必要と判断された場合は、当然そこで意見を伺うなどしていきたいと考えておりますので、今の段階におきましては、今、統合準備委員会で示される方針を情報共有を図り、今後調整していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 御答弁ありがとうございます。

ここまでの、現在の補助要綱にある目的、通学補助の目的を保護者の経済的負担軽減といった中での質問であったり答弁になるかと思っております。さらにこの要綱を進化させ、私の中では、鉄道や路線バスの利用促進、また、子育て支援による人口減対策、定住化促進にまで広げていければと考えております。

現にそうした自治体もございまして、鳥取県岩美町のほうでは、通学費補助金交付要綱として、中学校に通学する生徒の保護者に対し、通学に要する経費の一部を補助することにより、保護者負担の軽減を図り、もって定住化と路線バスの利用促進を図ることを目的とするとしております。

是非とも、現在徒歩または自転車での通学を予定しております、通学距離が2キロメートルを超え4キロメートル以内の生徒190名に対しましても、路線バス及び鉄道を利用して通

学できるよう検討をお願いしたいと思います。そうすることで、この補助金交付要綱が保護者の経済的負担軽減にとどまらず、公共交通の利用促進、子育て支援による人口減対策、定住化促進に寄与できると私は考えております。令和2年度予算編成方針でも重点事業として掲げられております3本の柱、人口減対策事業、子供を産み育てたくなるまち、住んでよかったと感じることのできる施策に反映されてくるかと思われまます。

最後に、予算編成方針を含めまして、市長のお考えをお聞かせ願えればと思います。

議長（小泉孝敬君） 市長。

市長（福井祐輔君） 通学費の補助の件でございます。これはいろんな自治体のことを調べておっしゃっていましたが、下田市としても、全般的な子育て支援という形で、ほかの自治体にはないような支援もしているわけですね。そういうことも考えて、予算には限りがありますので、今のところ、2キロから4キロの方には自転車または徒歩で通学していただくということで考えております。

また、例外規定を設けたらという話もあるかもしれませんが、それも慎重に、ほかの全般的な子育て支援で予算配分していますから、そういうところをちょっと勘案しながら考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 今後検討いただけるということで御答弁いただきまして、ありがとうございました。

以上で趣旨質問を終わります。

議長（小泉孝敬君） これをもって、1番 江田邦明君の一般質問を終わります。

議長（小泉孝敬君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、明日、本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願いたします。

御苦労さまでした。

午後 1時58分散会